

「直接取引の電子契約開始 新規申し込みの4割をペーパーレス化」

直接取引の電子契約開始

新規申し込みの4割をペーパーレス化

ソフトバンク・マネジメント

ソフトバンクグループのビレッジハウス・マネジメント（東京都港区）は、貸主との直接取引に電子契約を開始したことを1月27日に発表した。対象は、同社がサブリースする10万5478戸（1月20日時点のうち、自社ホームページ経由などで直接申し込みを行う約4割の新規契約）。

居希望者に、電子メールを送付する。メール本文に記載されているURLをクリックすると契約の画面に飛ぶ仕組みで、必要事項を入力し電子署名を行うと、契約締結となる。どこに署名や記入が必要かなどを画面上で案内するため記入漏れがなく、入力はパソコンやスマートフォン上で、数分程度で完了する。

同社の狙いは契約関連業務の効率化だ。これまでは、紙で契約書を郵送し、押印のうえ返送してもらっていたため、最短期間でも数日を要していたが、当日のうちに締結できる。郵送の手配の手間がなく、契約書の記入漏れなどがなくなり、従来の契約業務の5割以上を削減できる見込みだ。

直接取引のため、宅建業法の重要事項説明や賃貸契約書の書面交付に該当せず、契約の完全なペーパーレス化が可能となった。今後の宅建業法の改正に伴う、仲介時の重説・契約書の電子交付実現を見据え、まずは直接契約から電子契約の受け入れ体制を整備していく。同社コミュニケーション本部の平田陽一本部長は「現在、申し込みに関してもウェブ上でできるよう準備を進めている。オンラインでの契約完結による業務削減効果は大きい」と語った。

同社の狙いは契約関連業務の効率化だ。これまでは、紙で契約書を郵送し、押印のうえ返送してもらっていたため、最短期間でも数日を要していたが、当日のうちに締結できる。郵送の手配の手間がなく、契約書の記入漏れなどがなくなり、従来の契約業務の5割以上を削減できる見込みだ。

直接取引のため、宅建業法の重要事項説明や賃貸契約書の書面交付に該当せず、契約の完全なペーパーレス化が可能となった。今後の宅建業法の改正に伴う、仲介時の重説・契約書の電子交付実現を見据え、まずは直接契約から電子契約の受け入れ体制を整備していく。同社コミュニケーション本部の平田陽一本部長は「現在、申し込みに関してもウェブ上でできるよう準備を進めている。オンラインでの契約完結による業務削減効果は大きい」と語った。